

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和4年12月1日（木）～令和4年12月28日（水）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！**12月は
職場のハラスメント
撲滅月間です。****NO**
パワハラ!**パワーハラスメント（パワハラ）とは**

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。

- ①優越的な関係を背景とした
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

**セクシュアルハラスメント
（セクハラ）とは****NO**
セクハラ!

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および
妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは****NO**
マタハラ!

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。

働く人

企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

パワーハラスメント防止措置とが全企業で義務化されました!

★事業主もご相談・お問い合わせください

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。(適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります)
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

相談して
ください!

都道府県労働局があなたのお力になります

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。



Q. どのような相談ができますか?

A. 職場でのパワーハラスメントのみならず、職場でのセクシュアルハラスメントや上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか?

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか?

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

福岡労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

まずはご相談ください!!
相談は**無料**です!

受付時間 **8時30分～17時15分**

※専門の相談員が、時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

相談場所 **福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課**

(福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階)

電話番号 **092-411-4894 (指導課)**

092-411-4764 (総合労働相談コーナー)

FAX番号 092-411-4895

《アクセス》

- ◆JR: JR博多駅 筑紫口から徒歩約7分
- ◆地下鉄: 福岡市営地下鉄1号線
「博多」17番出口から徒歩約5分、
15番出口から徒歩約6分
- ◆バス: 西日本鉄道株式会社
「博多駅筑紫口」バス停から徒歩約5分
「駅東2丁目」バス停から徒歩約5分
博多バスターミナルから徒歩約10分

